

## 制度導入から6年、 指定管理者制度の新たな傾向とこれからの動向

社団法人公立文化施設協会が、継続的に行っている指定管理者制度の導入状況調査（平成21年度版）を公表した。制度導入から6年、劇場及び音楽堂等への導入は一段落した感がある。しかし、それは安定的な落ち着きを見せているわけではなく、先頃の津波に見られるように大海を渡る表層的な変化とは裏腹に、水面下では大きなうねりとなり押し寄せてきている。さらに、この第一波に呼応するように、新たな「公益法人制度改革」という第二波も侮れない。ここでは、最新の調査結果を俯瞰し、第一波のうねりの状況とその危険因子を俯瞰してみたい。本調査の調査対象施設数は、2,201施設である。

### ●——指定管理者選定の方法

指定管理者選定は、公募か非公募のプロポーザル方式による。今回の調査結果では、公募596施設（56.9%）に対して非公募452施設（43.1%）。前年度の調査まで非公募が公募を上回っており、今回はじめて逆転したことになる。これには、直営を堅持してきた自治体が、税収減を補う財政的理由で指定管理者制度に転換するところが増えたことが一因にあげられる。直営館を所管する自治体は、一般に芸術文化系の公共的団体を持たないため非公募の動機が薄く、公募を原則とする傾向が強いと考えられる。

### ●——指定管理者制度導入の有無

調査対象施設2,201施設の内、国立施設など“公の施設”に該当しない60施設を除くと指定管理者制度導入施設が1,048、直営施設が1,093とほぼ同数となっている。ちなみに調査を開始した平成18年の導入施設が881施設であったことに比較すると、約2割近い増になっている。この増加傾向は、今後も暫く続くものと予想される。

### ●——指定管理者となっている団体(1,048施設)の種別

指定管理者を委任されている団体種別の調査結果である。最も多いのが公共的団体の695施設（66.3%）。この公共的団体は、ほぼ管理委託制度当時から業務を継続してきている公益法人である。平成20年度調査では735施設であった

ことから絶対数が確実に減少傾向にあることがわかる。それ以外の353施設（33.7%）は、民間事業者やNPO単体あるいは、公共的団体を含んだ様々な共同企業体の組織になっている。特に注目するのは、NPO法人の増加である。NPO法人単独（52施設）とNPO法人との共同企業体（11施設）を加えると、63施設（6.0%）になる。この中には、公益法人制度改革を機に法人を解散し、新たにNPO法人として指定管理者になっているところもある。

### ●——公募により選定された指定管理者となった団体

#### (596施設)の種別

公共的団体以外が指定管理者に応募するためには、公募が原則である。その結果が今回新たな調査結果として加えられた。その結果は、公共的団体単独が282施設（47.3%）、その他民間事業者やNPO単体あるいは、公共的団体を含んだ共同企業体が314施設（52.7%）となった。つまり、公募した場合、公共的団体が単独で指定管理者に選定をされる数は、半数に及ばないという結果である。これは公共的団体に競争力がないことを示した結果というよりも、今回は公共的団体が応募しない直営館の公募が増えた結果と考えられる。ただし、ここにも公益法人制度改革による組織淘汰の影響が垣間見られる。

### ●——指定期間

今回の調査で大きな変化があったのがこの指定期間である。これまで約半数が3～4年の指定期間を選択してきたが、今回の調査では5～7年がほぼ半数（48.7%）を占める結果となった。これは指定期間という有期限の効果と弊害を比較した結果の選択と想像される。

### ●——利用料金制の導入状況

これも新しく加えられた調査指標であるが、指定管理者制度を導入している1,048施設の内、利用料金制を導入している施設が727施設（69.4%）、導入していない施設が321施設（30.6%）となっている。必ずしも指定管理者制度＝利用料金制とまではいえないが、利用促進の動機としてこ

の利用料金制が導入される傾向が読み取れる。ただし、自主的な事業が充実している施設にとっては、この利用料金制も事業日を選定しにくくする制約があることを承知しておく必要がある。

最後に、この調査結果以外の新たな動きを紹介しておきたい。北九州市（北九州芸術劇場及び響ホール）、新潟市（新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館）、神奈川県（神奈川芸術劇場）では、所管する芸術文化施設を地方公共団体が指名する特定事業者（公共的団体）を対象にプ

ロポーザル提案を課し、その提案書（事業計画書）を評価することで指定管理者を選定する方式を既に実施している。同じく、東京都も今後所管する劇場系2施設と美術館・博物館系4施設の計6施設を、公募ではなく特定事業者を選定し、プロポーザル提案を課す「特定事業者プロポーザル評価方式」を実施することを決定している。ただ単に公募、非公募というだけではない手法が既に模索されており、今後の新たな指定管理者選定方法として動向を注目していく必要がある。

## NEWS for Cultural Economics

### 2009年度 秋の講演会[報告]

#### 「文化イベントの経済的意義」

2009年11月14日(土) 14:00～17:00

静岡文化芸術大学 講堂

2009年度の秋の講演会は静岡県浜松市の静岡文化芸術大学において、会員・非会員あわせて約100名の参加者を集めて開催された。2003年の研究大会以来、当学会のイベントとしては6年ぶりの浜松開催となった。昨秋の浜松市では、浜松国際ピアノコンクール、浜松モザイカルチャー世界博（浜名湖立体花博）、国民文化祭、文化庁メディア芸術祭浜松展等、大型文化イベントが多数開催されるということもあり、全体のテーマを「文化イベントの経済的意義」と設定した。

安田秀穂会員による講演（右）とパネルディスカッション（下）のようす



近年、全国各地で文化イベントが盛んに行われつつあるが、地域経済が低迷する中でイベントの景気浮揚効果に期待が集まる一方で、厳しい財政事情の中、様々な批判も聞かれている。そこで、今回の講演会では、文化イベントの経済的意義をテーマに、多面的な検討を行うこととした。経済的意義には、景気面に着目した所得や雇用等、フローにおける経済波及効果から、イベントのあとに地域社会に残される効果、すなわち、文化施設等の固定資本形成に加え、人的資本や社会関係資本等のストックに対する影響等、様々なものがある。さらには、これらが地域産業に与える影響や、長期的・持続的な経済成長や文化創造の問題など、様々な視点でとらえることが必要である。

当日は、清水裕之理事長の開会挨拶のあと、当学会副会長でもある後藤和子会員（埼玉大学教授）により、「地域経済と文化—エコノミックインパクトを超えて」のタイトルのもとで基調講演が行われた。文化と経済の問題を短期的な経済効果だけでとらえることの問題点等を、国際的な文化経済学研究的動向などにもふれつつ、ヨーロッパ都市の事例についての画像も紹介しながら論じた。

続いて、会員による2つの講演が行われた。最初の安田秀穂会員（株）セントラルプラザ取締役総務部長/元東京都統計調整担当部長）による「産業連関表からみた文化イベントの経済効果」では、産業連関表の特徴やそれを使った経済効果の分析方法がわかりやすく紹介された。次の野田邦弘会員（鳥取大学教授）の「文化イベントが地域社会に残すもの」では越後妻有アートトリエンナーレを例に、文化イベントの地域社会にとっての意義が語られた。休憩後、3人の講演者によるパネルディスカッションが行われ意見交換がなされたが、最後のフロアとの質疑応答では、地元浜松市の市民参加型文化イベントの実行委員等からの質問もなされ、学会と地元との交流がはかられた。

## 2010年度研究大会[神戸大会]概要

神戸大会発表者募集に、多数ご応募くださり、ありがとうございました。スケジュール案および今後の予定をお知らせいたします。

### ■ 2010年度研究大会[神戸大会]スケジュール案

日	内容
7/2(金)	エクスカーショ
7/3(土)	分科会①
	開会挨拶/基調講演
	パネルディスカッション/懇親会
7/4(日)	分科会②
	総会/分科会③

## 訃報 土方与平さんご逝去

学会発足当時より会員で(2009.1 退会)、国際的な繋がりをつくっていただき、本学会に大きな力をいただきました。土方与平氏が、去る1月21日ご逝去されました。心より先生のご冥福をお祈りいたします。

**会場** 兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス・  
神戸商科大学

**アクセス** 最寄り駅：神戸市営地下鉄「学園都市」駅

\*山陽新幹線「新神戸」駅・JR「三ノ宮」駅から地下鉄で約25分、徒歩で約5分

**■今後の予定** 5月20日 参加申込受付開始  
6月20日 参加申込受付締切

## INFORMATION

### ● Journal@rchive で

#### 『文化経済学会〈日本〉論文集』『文化経済学』公開

2009.12.8より、独立行政法人科学技術振興機構が運営するアーカイブサイト Journal@rchive (ジャーナルアーカイブ)で、『文化経済学会〈日本〉論文集』1～3、『文化経済学』第1巻1号～第5巻4号の論文のPDFファイルが公開されています。

<http://www.journalarchive.jst.go.jp/>

### ● 会員情報登録・変更用紙ご返送のお願い

2010年度は新規会員名簿作成の年度になります。すでに「会員情報登録・変更用紙」をお送りしております。ご確認をいただき事務局までご返送いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### ● 学会誌『文化経済学』編集委員会より

『文化経済学』は、年2回発行され、年2回の区切りで投稿論文を受け付けています。

		第7巻3号 (通巻30号)	第7巻4号 (通巻31号)
締切	論文エントリー	2010年7月末	2011年1月末
	論文提出	2010年9月末	2011年3月末

<応募&掲載条件>本学会員に限られます。掲載には、査読委員の審査を経て掲載が妥当と認められること、掲載料をお支払いいただくことが条件となっています。(2ページ毎に6,000円、ただし、50部の抜き刷りを配布いたします)

<応募方法> FAX、e-mail、郵送のいずれかで、下記7点を事務局までお送りください。

①応募日付 ②応募者名 ③会員番号 ④所属 ⑤タイトル  
⑥論文要旨(400字程度) ⑦応募者連絡先

<応募にあたっての留意事項>

- ・過去の研究への言及と、従来の研究の流れの中での自己の研究の位置づけ、または独自性が明確になっていること。
- ・論証や実証に必要な文献・資料の参照が行われていること。
- ・歴史的事実等については、事実が正確であるかどうかの確認を行っていること。
- ・応募する論文は未公表のものであること、また、他の学術誌等への投稿の予定がないものに限る。
- ・提出方法・原稿の形式などの詳細は、文化経済学会ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jace.gr.jp/bosyu.html>

## 理事会報告

### 第17期第7回理事会

2010年1月22日(金) 18:30～20:30 於) 芸能花伝舎3-1  
出席9名、オブザーバー2名、委任状24通、事務局2名

#### <第1号議案>会員の入退会について

入会5名了承、及び前回理事会で金様の追可承認がなされた旨報告された。

退会3名了承。

#### <第2号議案> 2010神戸大会について

- ・プログラム案の変更点について報告と確認があり了承された。
- ・各出演者について、交渉中の経過報告があった。
- ・予算書及び内容確認がなされ、基調講演・パネリスト謝金について例年通り非会員出演者のみ支払うとの訂正があった他は、概ね了承された。

・学部生の参加について、参加費減額が検討され、事前申し込み及び担当教員の推薦（サイン）があることを条件に、会員資格にて参加を受け付けることとなった。

・国内在住（日本人）で英語セッション参加希望者のために、通常の分科会発表申込とは別に英語セッションの発表申込受付の対応をとることとなった。海外からの参加申込窓口は担当理事が担う。

・発表申込書の英語記載について、氏名／所属・肩書／発表タイトル／要旨（100～200ワード）／キーワードについては、英語も必修とし、その内容は従来の予稿集には掲載せず、ホームページ（英語版）にて閲覧できるよう進めることとなった。

・「予稿論文提出」の表記について「予稿集用原稿提出」と表記を改めることとなった。

・使用機材の表記について、さらに分かりやすく具体的な表示にする旨、要望が出された。

#### <第3議題> 2010秋の講演会について（新潟）

11月6日開催、テーマは「日本から世界へ：海外に広がる日本の食文化」とすることで承認された。開催形態・後援者について、検討中の事項も含め進捗状況の報告がなされた。当日のプランは、宿泊及び交通事情を考慮し、可能な限り遠方からの参加者が当日参加可能であることや、理事会開催の時間帯を含め、詳細な時間設定を再検討することとなった。その他、エクスクーショの内容については、引き続き検討を重ねていただく旨が伝えられた。

#### <第4議題> 役員選挙について

投票の結果、副会長候補を清水裕之氏とすることが了承された。役員候補については、今回投票用紙回収数が少なく、得票数にばらつきがあったこと、また、20周年事業に向けて役員増強が必要ではないかとの観点から、得票者全員を推薦一覧に加えることとなった。また、候補者追加選出について、従来通り、副会長候補者は役員候補者とする。また、理事会の継続性を保つため、現職の理事の中から理事会出席状況が1回以上の方、20周年事業に向け是非お力を賜りたい方々について候補者名が挙げられ、得票者35名の他、14名（有馬氏、小野田氏、片山氏、北村氏、清水氏、永井氏、中川氏、西川氏、端氏、藤野氏、松田氏、大和氏、吉田氏、吉本氏）についても候補者として承認された。

なお、顧問として、学会誌へも長く連載をされており、文化経済学に精通しておられるという観点から、土方氏を顧問に推薦することが承認された。

またこれまで、70歳以上でかつ三役経験者の方については顧問に推薦するということから、松田理事については顧問就任の資格を有するが、本人のご意向を受け、引き続き理事候補者として推薦一覧に掲載することが確認された。

#### <第5議題> 20周年事業について

##### ●国際学会に関して（国内学会含む）

・参加費について、国内学会と併設した場合の国際学会、国内学会は別物であることを確認し、国際学会会費、国内学会会費とは区別を明確にすべきとした。

・スケジュールについて、国際学会と国内学会の両者が、日程・内容等それぞれ自立して成立すると共に、連携をどのようにするのかを明確にする必要があるとの確認がなされた。また、それを踏まえ共通シンポジウム（通訳付き）を予定する。その他、国際学会と国内学会を同時に同志社で行う方針を確認した上で、国内学会についても担当理事を置き対応することとなった。

##### ●国内企画事業について

・国内企画事業については、2011年秋の講演会の企画者である、井口典夫青山学院大学総合文化政策学部教授のご説明をうかがい、会場、ネットワークなど広く社会に発信できる基盤があることを確認した。

・これから前回の理事会にて確認した組織における担当理事を交えた企画を早急に検討する必要がある。

##### ●寄付について

・会員寄付（H22, 23年度の2回、各年一口2,000円）と団体会員（一口30,000円）の2本立ての寄付の枠組みが了承された。会員寄付は会費納入時にお願することとなった。

・寄付を受けるにあたり、寄付者が理解、納得できる説明が必要である。

・学術会議や科研費の助成申請も準備してはどうか、また、周年事業のための特別会計設置や、寄付控除制度の活用を考えるべきとの意見があった。団体からの寄付については、ホームページ、雑誌、パンフレットなどに寄付者名を掲載するなどの工夫が必要であるなどの意見がだされた。

##### ●その他

・20周年の行事の一環として、文化経済学誌に「文化経済学の新しい地平の開拓に向けて」と題して回顧と展望を特集したらどうかとの意見があった。

#### 入退会情報（敬称略）

●第IX期第6回理事会（2009.11.14）追加審議にて承認

入会 金 希妍（九州大学芸術工学府）

●第IX期第7回理事会（2010.1.22）にて承認

入会 井元英路（財団法人東京都中小企業振興公社）／生越由美（東京理科大学）／工藤啓彦（株式会社シンクスクエア）／田中幹大（九州大学大学院芸術工学府修士課程2年）／中村綾子（SAKURA-Japon 代表）

退会 加藤久幸／葛山由博 野呂田純一

季刊「文化経済学会」No.72

2010年3月31日発行

ISSN 0918-3787

発行 文化経済学会（日本）

発行人 佐々木雅幸

編集人 清水裕之

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30

芸能花伝舎2F（社）芸協協内

電話 03-5909-3068 FAX 03-5909-3061

E-mail: info@jace.gr.jp

URL: http://www.jace.gr.jp/

© 2010, Japan Association for Cultural Economics